

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 5月14日
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	クレディ・スイスG T A Aファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

クレディ・スイスG T A Aファンド（愛称：C Sアルファ）  
（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権<sup>\*</sup>です。  
当初元本は、1口当たり1万円です。  
格付けは取得していません。

<sup>\*</sup>当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

特定日の翌営業日の基準価額とします。  
特定日とは、毎月の10日もしくは25日で、東京の金融商品取引所、ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行または証券取引所がすべて営業日である日を条件とします。特定日が条件を満たさない場合は、毎月の10日もしくは25日以降で、特定日の条件を満たす最初の日を特定日とします。  
基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または後述の「照会先」でもお知らせします。

### （５）【申込手数料】

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書提出日現在の手数料率は、3.15%（税抜3%）が上限となっています。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### （６）【申込単位】

5,000口以上1,000口単位とします。

### （７）【申込期間】

平成22年5月15日から平成22年11月12日まで<sup>\*</sup>  
申込みの受け付けは、特定日に行われず。

<sup>\*</sup>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。販売会社については、下記の「照会先」にお問い合わせ下さい。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社  
お問い合わせ窓口 03-4578-2251  
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）  
インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

### （９）【払込期日】

販売会社が別に定める所定の方法により、申込代金をお支払いください。販売会社は、申込日毎の取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## ( 1 0 ) 【払込取扱場所】

申込代金は、販売会社にお支払いください。販売会社については、後述の「照会先」にお問い合わせ下さい。

## ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## ( 1 2 ) 【その他】

申込代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、投資信託振替制度に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

##### a. ファンドの目的

当ファンドは、複数の投資信託に投資し、信託財産の安定した成長を図ることを目的とします。

##### b. ファンドの特色

1. 世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。
2. ロング（買い持ち）ポジションまたはショート（売り持ち）ポジションにより、リターンの獲得を目指します。
3. クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。
4. 目標リスクレンジは年率3～8%とします。

##### c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### d. 商品分類等

当ファンドの商品分類\*は「追加型投信/海外/資産複合」です。

\* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産( )
		資産複合

\* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <当ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回			
クレジット属性( )	年4回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
不動産投信	年6回(隔月)	アジア オセアニア		
その他資産(投資信託証券(資産複合(債券先物・株価指数先物・通貨先物、資産配分変更型))	年12回(毎月)	中南米 アフリカ		
資産複合( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他( )	中近東(中東) エマージング		

\* 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

&lt; 当ファンドが該当する属性区分の定義 &gt;

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、次の記載があるものをいいます。

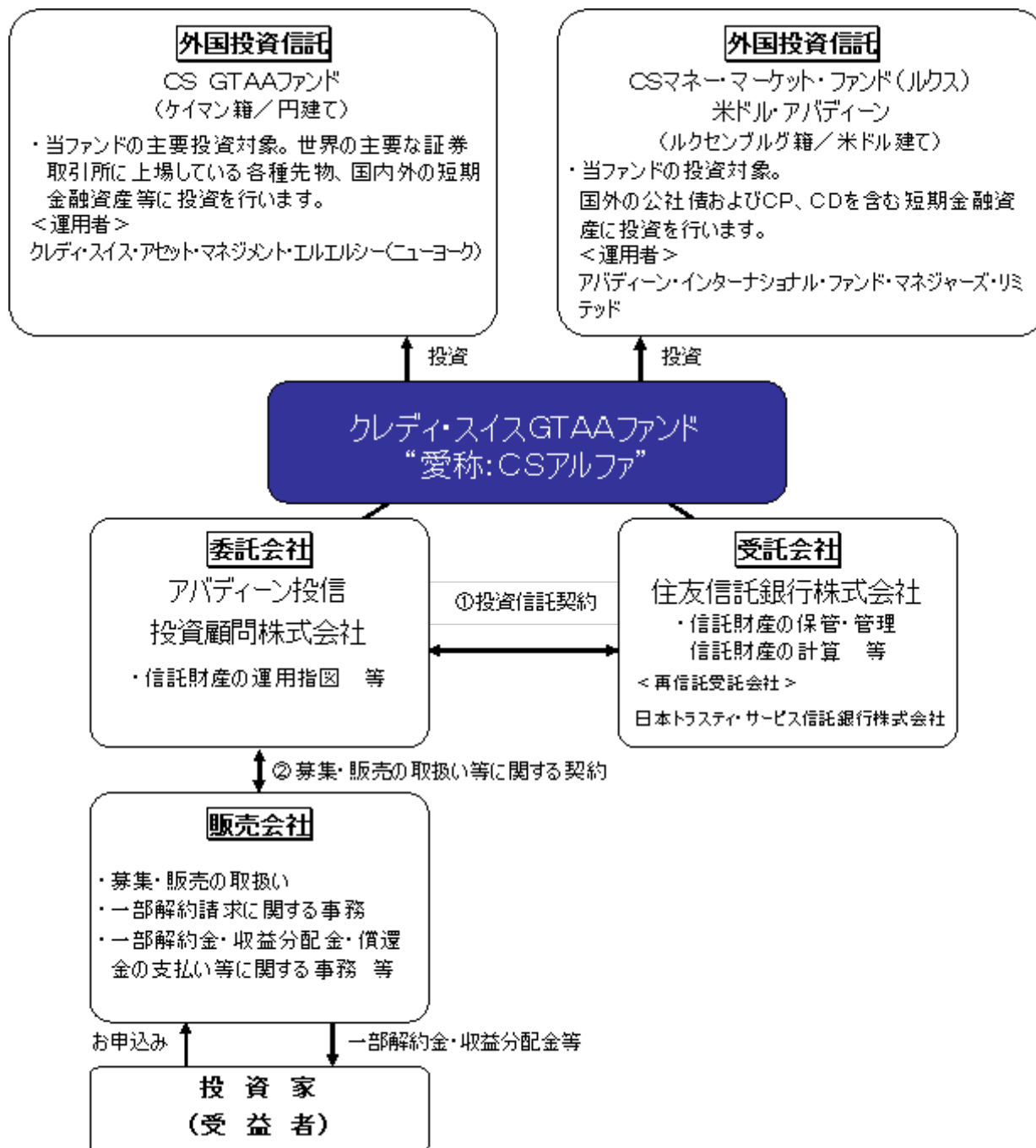
属性区分		定義
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含まれます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、外国投資信託への投資を通じて、実質的に株式を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## (2) 【ファンドの仕組み】

## a. ファンドの仕組み



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 &gt;

## 受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

## 販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

## b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

## 資本の額

資本金 2,090.4百万円

発行する株式の総数 320,000株

発行済株式の総数 308,062株

## 会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可

平成7年5月31日 投資顧問業の登録

平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

平成14年2月1日 ウォーバーグ・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

## 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,062株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して、積極的な運用を行います。

投資対象とする投資信託は、そのファンドの潜在的な運用成果を重視して選択しております。

#### b. 投資態度

主として、次の投資信託証券に投資します。

「CSGTAAファンド」：

外国投資信託「CSGTAAファンド」（ケイマン籍/円建て）

（当該ファンドは、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とします。）

「CSMMF」：

外国投資信託「CSマネー・マーケット・ファンド（ルクス）米ドル・アバディーン」（ルクセンブルグ籍/米ドル建て）

各投資信託証券の投資スタンス

「CSGTAAファンド」を中心に組入れますが、資金を一時的に安全資産に投資する目的から

「CSMMF」を一部組入れます。

「CSGTAAファンド」の運用について

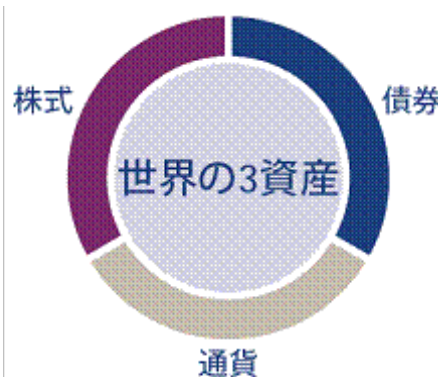
「CSGTAAファンド」は運用資産総額の2分の1を超える部分を主要国の短期国債等に投資することで、利子等収益の確保を目指します。また、世界の株式（株価指数先物）、債券（債券先物）、通貨（通貨先物）に実質的に投資します。



## c. 運用の特色

クレディ・スイスG T A Aファンド(愛称:CSアルファ)のコンセプト

クオンツモデルによる株式・債券・通貨  
のロング・ショート運用で市場に潜む  
“ミspray”を探ります。



### ファンドの特色

- ① 世界の株式、債券、通貨を実質的な投資対象とします。
  - リターンを広く分散させることにより、安定的なリターンを目指します。
  - 運用においては、上場先物取引(株式、債券、通貨)および外国為替予約取引を利用します。
- ② ロング(買い持ち)ポジションまたはショート(売り持ち)ポジションにより、リターンの獲得を目指します。
  - 円短期金利(1ヵ月円LIBOR) + 年率6%程度のリターンを目標とします。
- ③ クレディ・スイス独自のクオンツモデルを用います。
  - 債券、株式、通貨市場の動きと低相関のリターンを目指します。
- ④ 目標リスクレンジは年率3~8%とします。
  - 目標リスクの中心値は6%
  - 目標シャープ・レシオ※ 1.0

※シャープ・レシオとは、リターンを得るためにどれ位のリスクを取るかを計測する指数のことをいいます。  

$$\text{シャープ・レシオ} = (\text{ポートフォリオのリターン} - \text{無リスク資産のリターン}) \div \text{ポートフォリオのリスク(標準偏差)}$$

### クオンツモデルの特徴

- GTAA(グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション)※により、資産配分を行います。
 

※投資対象を広く海外に求め、株式や債券等の資産間相互における相対的な価値を判断し、魅力の高い資産への投資比率を高め(割安な資産を買い)、魅力の少ない資産への投資比率を低める(割高な資産を売る)投資手法を言います。
- 幅広いファクターに着目します。
 

資産特性に応じた幅広いファクターを採用しています。
- ファクターのウェイトを変化させるダイナミックなモデルです。
 

各ファクターのウェイトを市場環境に応じて調整します。
- 2資産をペアにして相対比較を行います。
 

より精度の高い期待収益率予想を得るため、2資産間で相対比較を実行し幅広い分析を行います。
- 他資産との低い相関を目指します。
 

低い相関を得るため、リターンの源泉を幅広く分散させます。

## G T A Aの考え方

世界の金融市場には、資産価格が適正価格から乖離するミスプライスが多数存在しています。資産、市場の価格は短期的な需給の不均衡や一時的な市場に対する歪みの影響により長期的に均衡する価格から乖離することがあり、それを見出すことによって超過収益を得ることが可能と考えています。不均衡を引き起こす要因はさまざまで、例えば需給関係の変化、成長、インフレ、金融政策、投資家のポジション、短期的な市場のトレンドなどが原因として上げられます。

独自のクオンツモデルにより、それらのミスプライスを見出します。

定量的手法によってミスプライスを見出すことによって超過収益を得ることを目指します。

超過収益の源泉を広く分散させることによって安定的な超過収益の獲得を目指します。

グローバルな市場をさまざまなファクターに基づいて分析し超過収益の源泉を広く分散させております。これによって安定的な超過収益獲得を目指します。

世界の金融市場において、ロングポジションまたはショートポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

定量的分析を通して、株式、債券、通貨市場で期待収益率を予測し、リスク・リターンを最適にするロングポジションまたはショートポジションを構築します。

「CS G T A Aファンド」における投資する先物取引等（株価指数先物、債券先物、通貨先物を利用）

	株式	債券	通貨		
米国	●	■	▲	●■▲が実際の投資対象となります。 ○□△は、先物市場の有無及び流動性などの観点から、調査・分析に留め、実際の投資は行いません。	
日本	●	■	▲		
英国	●	■	▲		
ユーロ圏	● *	■ **	▲		
スイス	●	□	▲		
オーストラリア	●	■	▲		
カナダ	●	■	▲		
香港	●	-	-		
スウェーデン	-	-	△		
ノルウェー	-	-	△		
ニュージーランド	-	-	▲		
エマージング・マーケット	○	-	-		
<b>調査・分析を行なう資産</b>					9 + 7 + 9 = 25
<b>調査・分析及び実際の投資を行なう資産</b>					8 + 6 + 7 = 21

\* DAX-100先物

\*\* ユーロ圏10年先物

定量的手法を用いて9つの株式市場、7つの債券市場、9つの通貨市場、合計25の市場を分析対象とします。

一方で、実際に投資を行う際には市場の流動性といった要因にも留意しますので、原則として効率的な売買が可能である先物市場等を通して取引を行います。

この観点から、実際に売買を行う資産は8つの株式市場、6つの債券市場、7つの通貨市場、合計21の市場とします。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用プロセス

資産ごとの5種類の組合せ（同一国比較と他国間比較）

## 【同一国比較】

株式 vs. 債券

例えば米国株式 vs. 米国債券

債券 vs. 現金

例えば豪州債券 vs. 豪ドル

## 【他国間比較】

株式 vs. 株式

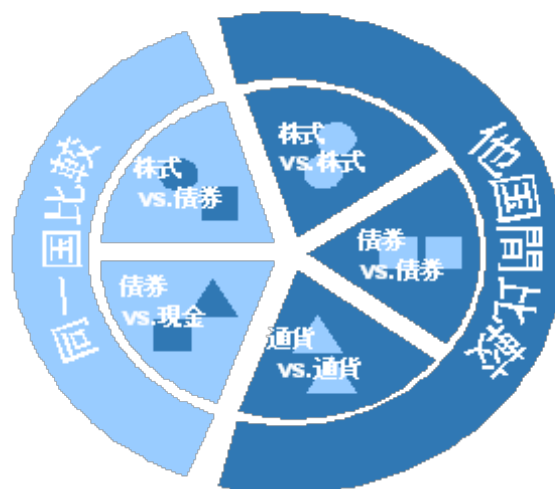
例えば米国株式 vs. 日本株式

債券 vs. 債券

例えば米国債券 vs. 欧州債券

通貨 vs. 通貨

例えば米ドル vs. ユーロ



## 運用プロセス

ファクターの確定（5分類のファクターを適用）

市場環境の変化に適應し、相対的に重要なファクターに自動的に高いウェイトを付与します。



クレディ・スイスでは、蓄積した過去データをあらゆる角度から総合的に分析することによって、資産ごとの5種類の組合せに対して、それぞれ最も有効なファクターを見出します。

\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用プロセス

投資見通しの作成（116通りの2資産間の相対比較）

最適なポートフォリオを構築するためには、より精度の高い期待収益率が必要となります。市場を単独で分析すると、世界の金融市場の中での比較から生まれる投資機会を逸することにつながりかねません。そこで、2資産をペアにして相対比較をすることによって情報量を拡大し投資見通しに影響を与えるファクターを可能な限り幅広く捉えることを目指しています。

## 【同一国比較】

## 株式VS債券：7通りの相対比較

または

## 債券VS現金：7通りの相対比較

合計116通り

	米国	日本	英国	ユーロ圏	スイス	豪州	カナダ
米国	○						
日本		○					
英国			○				
ユーロ圏				○			
スイス					○		
豪州						○	
カナダ							○

## 【他国間比較】

## 株式VS株式：36通りの相対比較

	米国	日本	英国	ユーロ圏	スイス	豪州	カナダ	香港	アマゾン
米国									
日本	○								
英国	○	○							
ユーロ圏	○	○	○						
スイス	○	○	○	○					
豪州	○	○	○	○	○				
カナダ	○	○	○	○	○	○			
香港	○	○	○	○	○	○	○		
アマゾン	○	○	○	○	○	○	○	○	

## 債券VS債券：21通りの相対比較

	米国	日本	英国	ユーロ圏	スイス	豪州	カナダ
米国							
日本	○						
英国	○	○					
ユーロ圏	○	○	○				
スイス	○	○	○	○			
豪州	○	○	○	○	○		
カナダ	○	○	○	○	○	○	

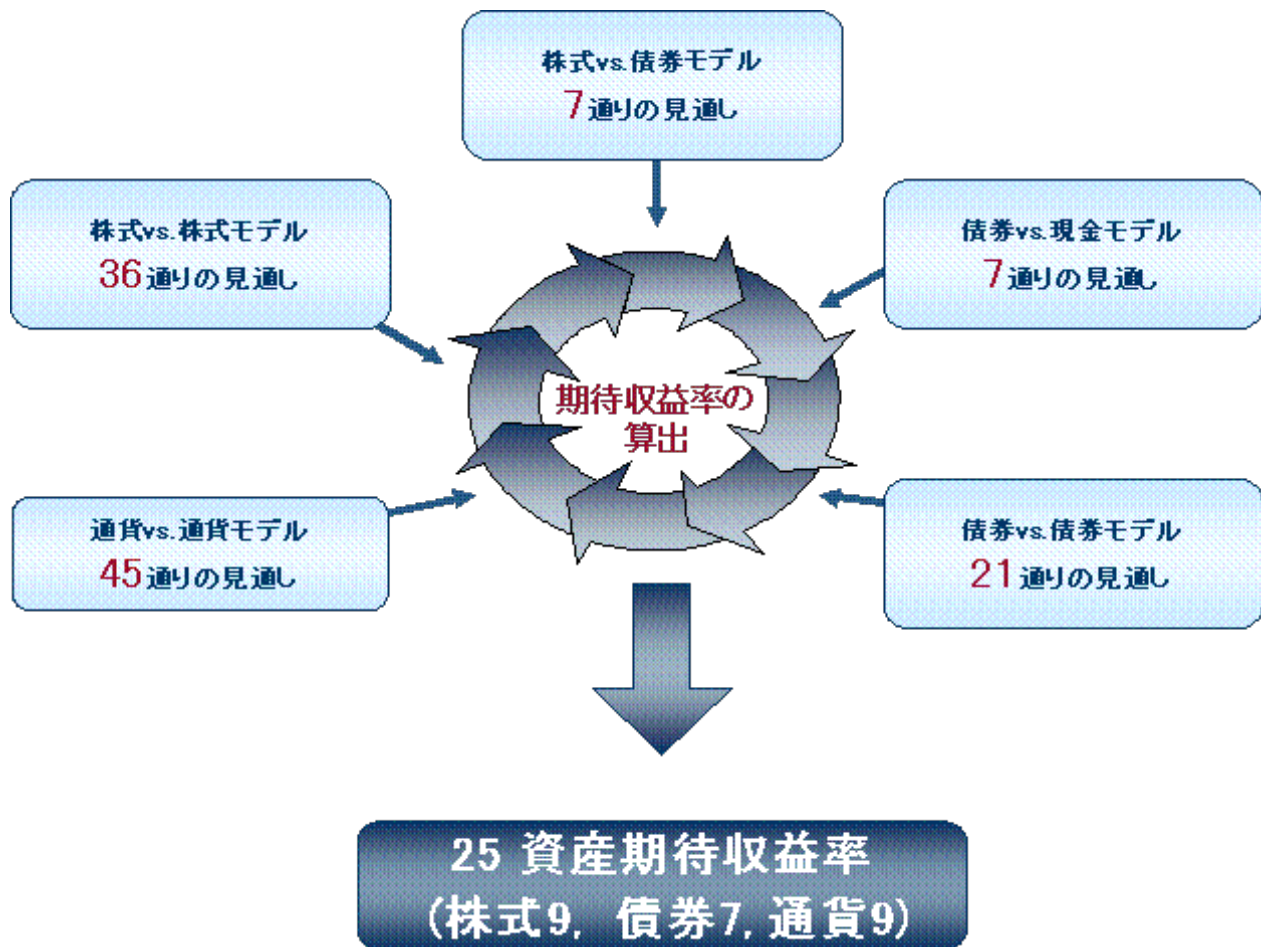
## 通貨VS通貨：45通りの相対比較

	米ドル	円	英ポンド	ユーロ	スイスフラン	豪ドル	加ドル	スウェーデン	ノルウェー	NZドル
米ドル										
円	○									
英ポンド	○	○								
ユーロ	○	○	○							
スイスフラン	○	○	○	○						
豪ドル	○	○	○	○	○					
加ドル	○	○	○	○	○	○				
スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○			
ノルウェー	○	○	○	○	○	○	○	○		
NZドル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

## 運用プロセス

## 2 資産間の相対比較

各資産（株式、債券、通貨）の期待収益率の算出

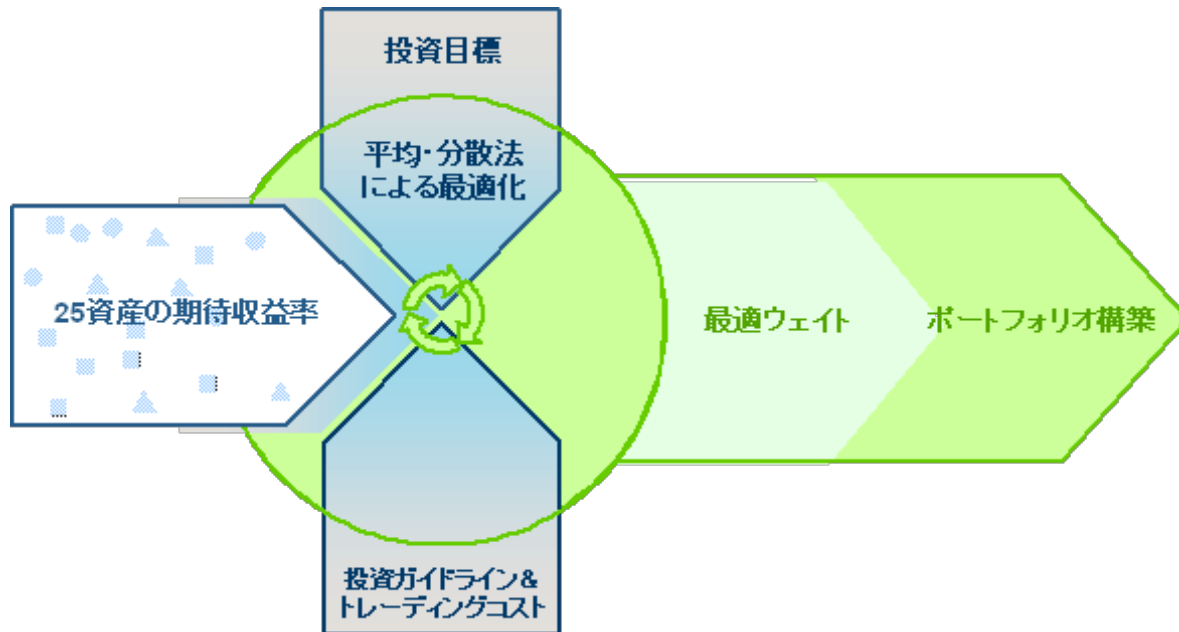


\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用プロセス

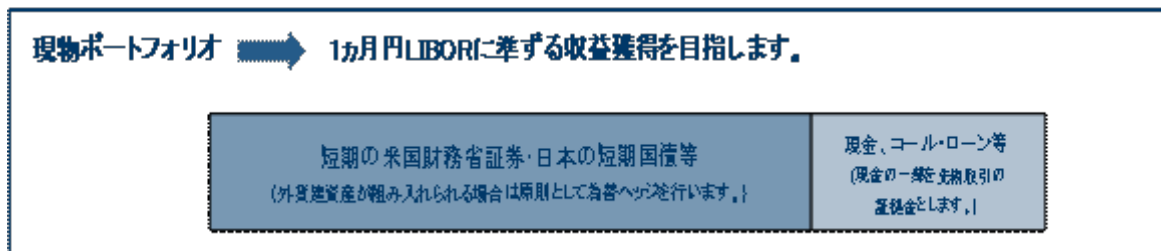
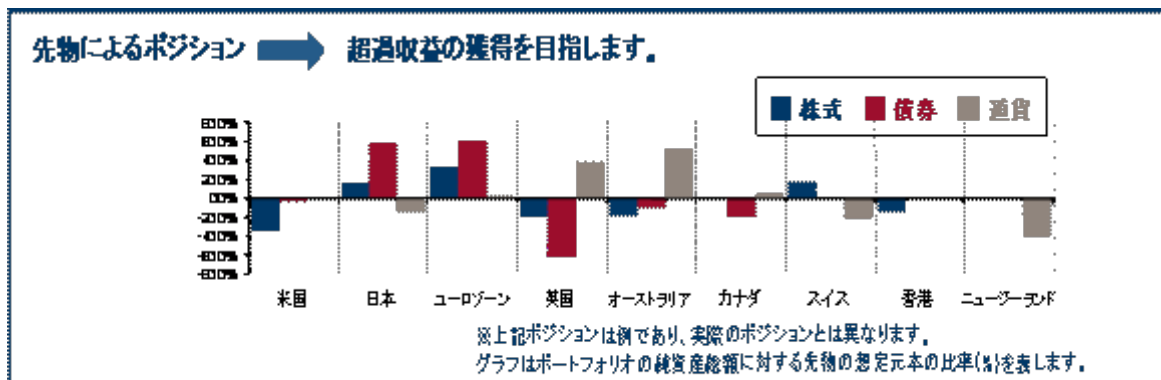
## ポートフォリオの構築

資産の期待収益率に基づき平均分散法を用いて、最適ポートフォリオを構築します。



## ポートフォリオのイメージ

本ファンドの主要投資対象となる「CS GTA Aファンド」のポートフォリオは、先物によるポジションと現物によるポジションに大別されます。



\* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**(2) 【投資対象】**

当ファンドは、組入れる複数の投資信託により、主として、世界の債券、株式、通貨に実質的に投資します。なお、株式、債券、通貨の投資については先物取引等を活用します。

以下に記載の a . ~ c . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

**a . 投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭を信託する信託の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

**b . 有価証券の指図範囲等**

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの  
国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

**c . 金融商品の指図範囲等**

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

## (参考) 投資対象とする外国投資信託の概要

ファンド名	CSGTA Aファンド
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託
主な投資対象	世界の主要な証券取引所に上場している株価指数先物、債券先物、通貨先物、国内外の短期金融資産等
運用の基本方針	世界の株式、債券、通貨に実質的に投資することによって中長期的に信託財産の安定した成長を目的として、積極的な運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>先物全体のレバレッジは運用資産総額の6倍を越えないこととします。</li> <li>株価指数先物に関わるレバレッジは運用資産総額の2.5倍を越えないこととします（ただし、株式先物および債券先物の総ショートポジションは、総ロングポジションを超えないこととします）。</li> <li>一つの先物のロングあるいはショートポジションの額の絶対値（ネットポジション）は、株価指数先物の場合、ファンドの運用資産総額の50%、債券先物は100%、通貨先物は75%を、それぞれ越えないこととします。</li> </ul>
設定日	平成18年6月30日
決算日	9月末
分配方針	毎年2月、8月に純資産価格の水準、金利等市況動向を勘案し分配を行います。ただし、分配対象額が小額の場合には分配を行わないことがあります。
運用報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用報酬 運用資産総額に対し、年率0.035%が運用報酬としてかかります。</li> <li>成功報酬 運用報酬等に加え、純資産価格がハードルバリュ<sup>1</sup>を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。</li> <li>投資顧問報酬 運用資産総額に対し、年率約0.50%が投資顧問報酬としてかかります。 運用報酬等は将来的に変更になる場合があります。</li> </ul>
その他費用	<p>事務管理費用、保管費用、受託費用等 運用資産総額に対し、合計で年率約0.115%かかります。 その他費用は将来的に変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
受託会社	メイプルズ・ファイナンス・リミテッド
管理会社	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
投資顧問会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー：CS（ニューヨーク）
保管銀行	ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ
管理事務代行会社	ニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイ
トレーディング・カンパニー	NKNDトレーディング・リミテッド CSGTA Aファンドの投資は、受託会社の100%子会社であるトレーディング・カンパニーを通じて行われます。

1 ハードルバリュとは、計算日とその前計算日の加重平均したCSGTA Aファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>2</sup>を乗じたものです。

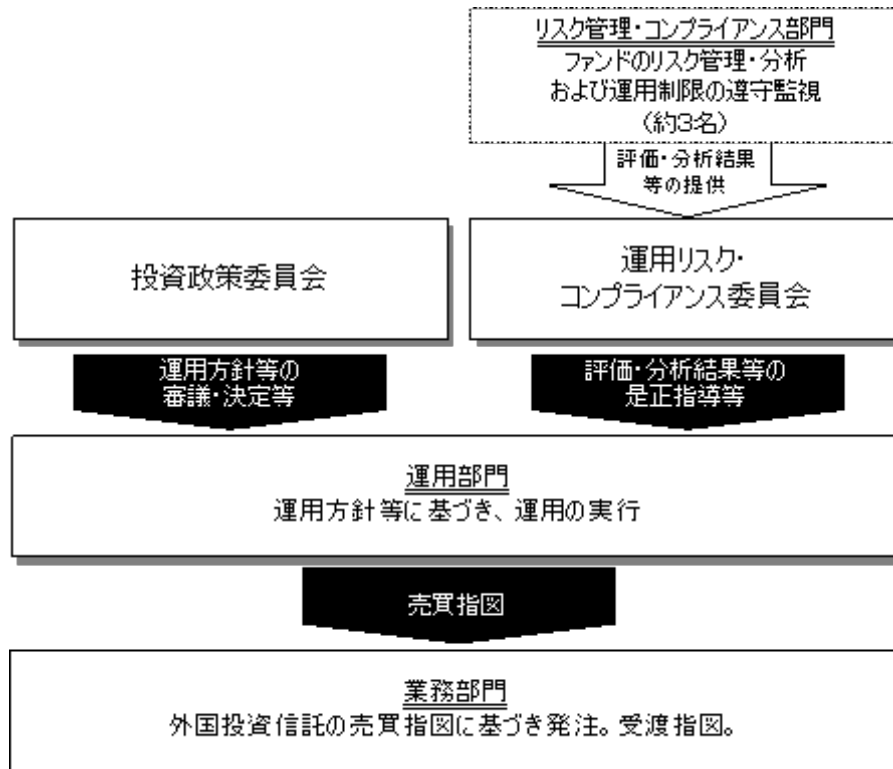
2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円LIBORを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

ファンド名	CSマネー・マーケット・ファンド（ルクス）米ドル・アバディーン
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資信託
主な投資対象	海外の公社債およびCP、CDを含む短期金融資産等
運用の基本方針	主として海外の公社債および短期金融資産等に投資することにより安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
設定日	昭和59年9月17日
決算日	原則毎年12月31日
分配方針	配当は支払いません。



管理費用	原則として、ありません。 ただし、資金動向やその他の要因によっては、運用報酬等がかかる場合があります。
その他費用	事務管理費用、保管費用等
申込手数料	原則として、ありません。
管理会社	クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド
保管銀行	クレディ・スイス（ルクセンブルグ）エス・エイ
管理事務代行会社	クレディ・スイス・アセットマネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エイ

### （３）【運用体制】



#### 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

\* 当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### a. 収益分配方針

毎決算時（原則として、2月、8月の各20日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### c. 分配金の支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

#### (5) 【投資制限】

##### a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への直接投資は、行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

##### b. 信託約款上のその他の投資制限

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 3 【投資リスク】

当ファンドは、投資信託など値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクがあります。）ので、基準価額は変動します。したがって元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではなく、元金が保証されているものではありません。さらに、証券会社以外でご購入の場合には、投資者保護基金の保護の対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰

属します。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、これらを全て完全に網羅しておりませんのでご留意ください。

#### 基準価額の主な変動要因等

##### 価格変動リスク

基準価額は、金利、通貨の価格、株価および債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。当ファンドは、組入れる複数の投資信託を通じて、主として、株式（株価指数先物）、債券（債券先物）、通貨（通貨先物）、公社債および短期金融資産等に実質的に投資します。よって、これらの投資に係る価格変動リスクを伴います。

##### 信用リスク

当ファンドが実質的に組入れている有価証券の発行体が倒産や業績悪化等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

##### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

エマージング諸国の有価証券は一般的に、先進諸国と比較して、政治・経済情勢の変化等により市場が混乱した場合、基準価額の予想外の下落または運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。エマージング諸国の国や地域によっては、政治経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されたりする場合があります。さらに、政府による資産の没収、国有化、差押え、政府のデフォルトの可能性もあります。これらの事由が発生した場合、基準価格は大きく下落するおそれがあります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドでは、組入れる複数の投資信託により、実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

##### 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されたり同市場が混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。

##### その他

- ・ G T A A（グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション）により運用を行いますが、モデルが十分に機能しない理由による価格変動リスクがあり、基準価額の下落要因となります。
- ・ 投資する「C S G T A Aファンド」においては、ショートポジションを取りうる、または、所定の限度までのレバレッジをきかせることが可能なため、市場の変動に対して不利な価格変動が発生する可能性があります。

#### 株式への投資リスク

株式の価格は、発行企業の業績、株式市場の需要、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。組入れ株式の下落により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。外国株式の場合は、さらに為替相場の変動の影響により基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

#### 債券への投資リスク

##### 価格変動リスク

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります。債券（短期金融証券を含みます。）の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利低下の過程では債券価格は

上昇（利回りは低下）することになります。また、外貨建債券の場合、為替相場が変化することにより、損失が生じるおそれがあります（為替ヘッジを行う場合、ヘッジ・コストがかかりますが、為替リスクは低減されます）。

#### 信用リスク

債券の発行者の業務または財政・財務の状況の悪化・倒産などによって損失が生じるおそれがあります。発行体や、社債の元利金の支払いを保証している保証人（該当する場合には）の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

### 先物取引のリスク

先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対取引（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。

#### 価格変動リスク

先物の価格は、原資産となる金融商品（株式、債券、通貨）の金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などの影響等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。

#### 証拠金に関するリスク

先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。

市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。所定の時限までに証拠金を差し入れまたは預託しない場合や、先物取引契約の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済されることもあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

#### 市場リスク

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。また、市場の状況によっては、金融商品取引所等が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

取引最終日までに反対売買によって決済されなかった建玉については受渡決済を行うこととなります。受渡決済では、売手は建玉と同額の対象物を引き渡さなければなりませんので、引き渡すべき対象物の全部または一部を保有していない場合は、現物市場において対象物を買付けるなど、引き渡すべき対象物を調達しなければならないこととなります。

### モデルリスク

C S G T A Aファンドは、投資決定において、クレディ・スイス独自のクオンツモデルに依存します。クオンツモデルから形成される資産タイプ（株式、債券および通貨）、またはそれらの各主要国の投資の運用成果に関する予測が、正確でない可能性があります。また、モデルから形成される情報の精度は、クオンツモデルに入力するデータ（投資決定のもととなる要因のウェイト調整など）の精度に依拠します。

時を経るに従い、ある原因により予測の有効性を失い、クオンツモデルの精度が低下する可能性があります。これは、どのようなクオンツモデルにも見られるクオンツモデル固有のリスクです。また、たとえC S G T A Aファンドの運用者が期待するようにクオンツモデルが機能したとしても、基準価額に影響を及ぼす全ての要因について説明できるものではありません。例えば、予測できない偶発的な事象は、それに該当します。

したがって、使用するクオンツモデルが、C S G T A Aファンドに投資目的の達成をもたらすという保証はありません。

### 相関性リスク

C S G T A Aファンドの運用成果は、主要な市場指標や他のヘッジ・ファンドの運用成果と低い相関性を有することが期待されています。ただし、たとえ現在において相関性が低いとしても、将来においてこれを維持し続ける保証はありません。特に、大きな市場混乱があった期間においては、C S G T A Aファン

ドの運用成果は、主要な市場指標と高い相関性を有することがあります。そのような状況においては、投資ファンドは、広範囲の市場の動向から損失を被るリスクに晒されます。

### 投資限度額に係るリスク（レバレッジ・リスク）

CSGTTAAファンドが使用するクオンツモデルは、市場の代表性、流動性、取引コスト、利便性などの観点より、主要な取引所に上場する株式指数先物、債券先物および通貨先物を利用します（非上場の外国為替予約取引を取引業者と相対取引で行うことがあります）。

上場先物取引は、取引制度上、小額の委託証拠金でその証拠金額を上回る建て玉金額の取引を行うことができるため、CSGTTAAファンドにおいても時価総額を超える建て玉金額を許容します。CSGTTAAファンドにおいては、最大先物建て玉総額、すなわち全ロング・ポジション（買い建て金額合計）と全ショート・ポジション（売り建て金額合計）は、目標とするリスクレンジの範囲内で投資成果を達成するために、当該投資対象の運用資産総額を超えてもよいことが規定されています（最大建て玉限度額は、投資対象の運用資産総額の6倍、レバレッジ比率6倍までと、建て玉評価損失額は建て玉金額の50%以下を維持する制約が設けられています）。結果的にレバレッジは、投資ファンドの市場動向に対する感応度を高め、大きな利益をもたらす反面、多大な損失をもたらす可能性があります。

CSGTTAAファンドでは、所定のリスク管理手法を使いリスクをコントロールしますが、モデルが依拠する投資戦略（株式、債券および通貨の同一投資国間並びにそれらの主要他国間に係る）から生じる損失のもたらせる結果次第では、損失額が拡大する可能性があります。

### コール・ローンの相手方に関するリスク

余資運用は原則としてコール・ローンで行いますが、無担保の場合、相手方の信用リスクが伴います。

#### 関係法人についての留意点

##### 販売会社

販売会社から委託会社に対して取得申込代金の払込みが現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

##### 受託会社

#### ・受託会社の信用力に関わる留意点

受託会社の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があります。為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。また、受託会社に破産その他の倒産手続が開始した場合には、それにより当ファンドの運営に支障をきたすことが想定されます。

#### ・受託会社の辞任・解任に伴う委託会社の免責に関わる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託会社を解任することができます。

受託会社が辞任しまたは解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社を選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### 運用担当者の交代に関するリスク

長期間にわたって当ファンドおよび投資対象である外国投資信託を運用していくうえで、当ファンドおよび投資対象である外国投資信託の運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、運用体制などはできる限り継続性を維持するように努めるものの、運用担当者の交代等に伴い運用体制の見直しが必要となる場合があります。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）、受託会社とは別法人であり、委託会社は当ファンドの設定・運用について、販売会社は販売（申込金額の預り等を含みます。）について、

受託会社は信託財産の管理・処分についてそれぞれ責任を有し、互いに他の者の業務について責任を有しません。

#### その他の留意点

##### 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が10万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合、新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

##### 収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）を分配対象収益とし、毎決算時に、基準価額の水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行う場合があります。期中分配は、これを全く行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。上記のように、当ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は当ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

##### 法令・税制・会計原則等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計原則等は、変更になる可能性があります。

##### 目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

##### 申込受付中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。また同様の事情がある場合、一部解約の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の申込みを取消することができます。

##### 解約申込みに伴う基準価額の下落の可能性

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、当ファンドが投資対象とする外国投資信託において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、投資対象である外国投資信託の純資産価格の下落を通じて、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

##### 基準価額に関わる留意点

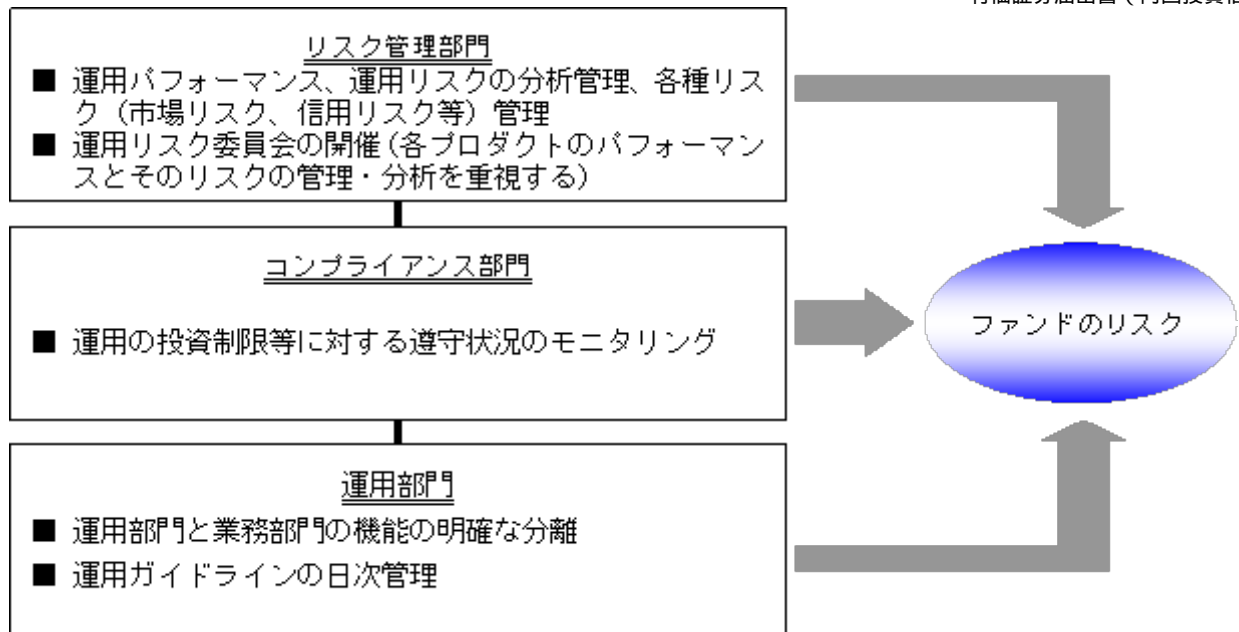
当ファンドの基準価額は、主として投資対象である外国投資信託の純資産価格および為替レートの影響を反映します。したがって、当ファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、投資対象である外国投資信託における運用の結果を反映します。また、当ファンドの基準価額は、投資対象である外国投資信託が採用する組入れ資産の評価時点の市場価額を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

##### その他

資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。

#### リスク管理体制



\*当ファンドのリスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

販売会社が独自に定める手数料をお支払いいただきます。本書提出日現在の手数料率は、基準価額に対し3.15%（税抜3%）が上限となっています。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## (2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.735%（税抜0.7%）を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.2625% (税抜0.25%)	年率0.42% (税抜0.4%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
毎日	報酬	下記、信託報酬および運用報酬等の合計：1.385%（税抜1.35%）程度
		信託報酬 純資産総額に対して年率0.735%（税抜0.7%） 配分 委託会社 年率0.2625%（税抜0.25%） 販売会社 年率0.42%（税抜0.4%） 受託会社 年率0.0525%（税抜0.05%）
		運用報酬等 <CSGTA Aファンドにかかる費用> ・運用報酬：年率約0.035% ・投資顧問報酬：年率約0.50% ・受託費用：年率約0.015% (最小1万5千米ドル、最大3万米ドル) ・事務管理費用：年率約0.09% ・保管費用：年率約0.01% (いずれもCSGTTファンドの運用資産総額に対する率) その他、運用報酬等に加え、純資産価格がハードルバリュ <sup>1</sup> を上回った場合に、その超過額の20%程度に発行済み受益権口数を乗じた金額が、成功報酬として別途かかります。
	監査費用 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(上限年間147万円(税抜140万円))	
随時	その他の費用	・有価証券・デリバティブ等の取引の手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国証券を外国で保管する場合の費用 ・一部解約に伴い立替を受ける場合や借入を行う場合の利息 ・外国投資信託の監査費用および弁護士費用等 (その他の費用には、投資対象とする外国投資信託にかかるものを含まず。)

注) 信託報酬および監査費用は、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

運用報酬等および監査費用は将来的に変更される場合があります。

1 ハードルバリュ<sup>1</sup>とは、計算日とその前計算日の加重平均したCSGTA Aファンドの買付け価格にハードルレート・インデックス<sup>2</sup>を乗じたものです。

2 ハードルレート・インデックスとは、計算日の前四半期の最終営業日の1ヵ月円LIBORを、計算日の前四半期の最終営業日から計算日までの日数を考慮して指数化したものです。

・税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

・商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

・上記の「その他の費用」は、運用状況、資産規模および保有期間等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、申込みから換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。



**（５）【課税上の取扱い】**

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

**a．個別元本について**

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

**b．収益分配金について**

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が特別分配金、収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

**c．個人の受益者に対する課税****イ．収益分配金に対する課税**

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率<sup>\*</sup>による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

**ロ．解約金または償還金に対する課税**

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（申込手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率<sup>\*</sup>により、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

**ハ．損益通算について**

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

**d．法人の受益者に対する課税**

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。受取配当等の益金不算入制度の適用はありません。

<sup>\*</sup> 平成24年1月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

なお、販売会社に対する買取請求による換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成22年2月末日現在)

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	13,455,894,720	99.19
	ルクセンブルグ	998,906	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		109,550,973	0.81
合計(純資産総額)		13,566,444,599	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年2月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	CS GTAA ファ ンド	1,409,880	9,456	13,331,825,280	9,544	13,455,894,720	99.19
ルクセンブルグ	投資信託受益証券	CSマネー・マー ケット・ファンド (ルクス)米ドル・ アバディーン	10	99,883.40	998,834	99,890.60	998,906	0.01

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

## (種類別投資比率)

(平成22年2月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.19
合計	99.19

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
1期（平成18年8月21日）	1,200	1,215	10,000	10,130
2期（平成19年2月20日）	3,553	3,677	10,068	10,418
3期（平成19年8月20日）	11,463	12,200	10,109	10,759
4期（平成20年2月20日）	15,563	16,338	10,041	10,541
5期（平成20年8月20日）	24,452	24,574	10,050	10,100
6期（平成21年2月20日）	14,900	14,915	9,676	9,686
7期（平成21年8月20日）	14,351	14,367	9,505	9,515
8期（平成22年2月22日）	13,443	-	9,349	-
平成21年2月末日	14,899	-	9,675	-
平成21年3月末日	14,844	-	9,671	-
平成21年4月末日	14,660	-	9,613	-
平成21年5月末日	14,626	-	9,591	-
平成21年6月末日	14,574	-	9,557	-
平成21年7月末日	14,415	-	9,547	-
平成21年8月末日	14,203	-	9,577	-
平成21年9月末日	14,222	-	9,590	-
平成21年10月末日	13,802	-	9,565	-
平成21年11月末日	14,056	-	9,741	-
平成21年12月末日	13,509	-	9,395	-
平成22年1月末日	13,508	-	9,394	-
平成22年2月末日	13,566	-	9,434	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
1期	130
2期	350
3期	650
4期	500
5期	50
6期	10
7期	10
8期	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
1期	1.3
2期	4.2
3期	6.9
4期	4.3
5期	0.6
6期	3.6
7期	1.7
8期	1.6

## 6 【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続等

## a. 取得申込方法

原則、毎月の10日および25日を申込受付日（以下「特定日」といいます。）として、特定日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを特定日の申込受付分とします。

特定日とは、東京の金融商品取引所、ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行または証券取引所がすべて営業日である日を条件とします。毎月の10日もしくは25日が特定日の条件を満たさない場合は、毎月の10日もしくは25日以降で、特定日の条件を満たす最初の日を特定日とします。

## b. 申込単位

5,000口以上 1,000口単位

## c. 申込価額

特定日の翌営業日の基準価額とします。

## d. 取得申込代金支払日

販売会社が別に定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

- e. 取得申込時の振替口座簿について  
取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) 換金（解約）手続等
- a. 換金方法  
原則、特定日の午後3時までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを特定日の申込受付分とします。
- b. 換金単位  
1,000口単位
- c. 換金価額  
特定日の翌営業日の基準価額とします。
- d. 換金における制限  
信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。
- e. 換金代金支払日  
特定日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。
- f. 換金時の振替口座簿について  
換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。投資対象である外国投資信託については、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせします。  
〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社  
お問い合わせ窓口 03-4578-2251  
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）  
インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>
- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

### (2) 保管

該当事項はありません。

### (3) 信託期間

平成18年6月30日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

### (4) 計算期間

原則として、毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌年2月20日までとします。  
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期

間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)その他

a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により、残存口数が10万口を下回るようになった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(6)受益者の権利等

受益者の有する主な権利は、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、一部解約（換金）請求権、反対者の買取請求権、帳簿書類の閲覧・謄写の請求権です。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人により監査を受けており、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。



## 【クレディ・スイスG T A Aファンド】

## 1【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 (平成21年8月20日現在)	第8期 (平成22年2月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	164,362,111	111,230,456
投資信託受益証券	14,256,753,696	13,332,850,361
未収入金	-	52,008,000
未収利息	225	152
流動資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969
資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,100,000	-
未払受託者報酬	3,814,566	3,707,625
未払委託者報酬	49,589,253	48,199,031
その他未払費用	682,500	682,500
流動負債合計	69,186,319	52,589,156
負債合計	69,186,319	52,589,156
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 15,100,000,000	* <sub>1</sub> 14,380,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 748,070,287	* <sub>2</sub> 936,500,187
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	14,351,929,713	13,443,499,813
純資産合計	14,351,929,713	13,443,499,813
負債純資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期	第8期
	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	30,899	31,591
有価証券売買等損益	192,032,384	166,030,708
為替差損益	889	27,627
<b>営業収益合計</b>	<b>192,000,596</b>	<b>166,026,744</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,814,566	3,707,625
委託者報酬	49,589,253	48,199,031
その他費用	682,500	682,500
<b>営業費用合計</b>	<b>54,086,319</b>	<b>52,589,156</b>
<b>営業損失（ ）</b>	<b>246,086,915</b>	<b>218,615,900</b>
経常損失（ ）	246,086,915	218,615,900
<b>当期純損失（ ）</b>	<b>246,086,915</b>	<b>218,615,900</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,977,804	5,482,056
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>499,593,372</b>	<b>748,070,287</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,732,196	35,668,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,732,196	35,668,056
分配金	*1 15,100,000	*1 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>748,070,287</b>	<b>936,500,187</b>

[次へ](#)



## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 7 期 自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	第 8 期 自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p>投資信託受益証券</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p>計算期間</p> <p>平成22年 2月20日およびその翌日が休業日のため、信託約款第37条により、第 8 計算期間末日を平成22年 2月 22日としております。</p>

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a. 名義書換手続き等  
名義書換は行われません。
- b. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- c. 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- d. 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。  
前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。  
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- e. 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- f. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- g. 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。
- h. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

#### 2 ファンドの現況

#### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

#### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成18年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### a. 取得申込方法

原則、毎月の10日および25日を申込受付日（以下「特定日」といいます。）として、特定日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを特定日の申込受付分とします。

特定日とは、東京の金融商品取引所、ニューヨーク、ケイマン、ルクセンブルグの銀行または証券取引所がすべて営業日である日を条件とします。毎月の10日もしくは25日が特定日の条件を満たさない場合は、毎月の10日もしくは25日以降で、特定日の条件を満たす最初の日を特定日とします。

##### b. 申込単位

5,000口以上1,000口単位

##### c. 申込価額

特定日の翌営業日の基準価額とします。

##### d. 取得申込代金支払日

販売会社が別に定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

##### e. 取得申込時の振替口座簿について

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### a. 換金方法

原則、特定日の午後3時までに、換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを特定日の申込受付分とします。

##### b. 換金単位

1,000口単位

##### c. 換金価額

特定日の翌営業日の基準価額とします。

##### d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

##### e. 換金代金支払日

特定日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。

##### f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額

(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。投資対象である外国投資信託については、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「G T A A」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。

〔照会先〕アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金<sup>1</sup>は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>2</sup>に応じて計算されるものとします。

1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

平成18年6月30日以降、無期限とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年2月21日から8月20日まで、8月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

## (5) 【その他】

### a. 償還条件

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により、残存口数が10万口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委

託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下回らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。  
特定日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

d . 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

e . 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成21年2月21日から平成21年8月20日まで）および第8期計算期間（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

## 1【財務諸表】

## 【クレディ・スイスG T A Aファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成21年8月20日現在)	第8期 (平成22年2月22日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	164,362,111	111,230,456
投資信託受益証券	14,256,753,696	13,332,850,361
未収入金	-	52,008,000
未収利息	225	152
流動資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969
資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,100,000	-
未払受託者報酬	3,814,566	3,707,625
未払委託者報酬	49,589,253	48,199,031
その他未払費用	682,500	682,500
流動負債合計	69,186,319	52,589,156
負債合計	69,186,319	52,589,156
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 15,100,000,000	* <sub>1</sub> 14,380,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 748,070,287	* <sub>2</sub> 936,500,187
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	14,351,929,713	13,443,499,813
純資産合計	14,351,929,713	13,443,499,813
負債純資産合計	14,421,116,032	13,496,088,969



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期	第 8 期
	自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	30,899	31,591
有価証券売買等損益	192,032,384	166,030,708
為替差損益	889	27,627
<b>営業収益合計</b>	<b>192,000,596</b>	<b>166,026,744</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,814,566	3,707,625
委託者報酬	49,589,253	48,199,031
その他費用	682,500	682,500
<b>営業費用合計</b>	<b>54,086,319</b>	<b>52,589,156</b>
<b>営業損失（ ）</b>	<b>246,086,915</b>	<b>218,615,900</b>
経常損失（ ）	246,086,915	218,615,900
<b>当期純損失（ ）</b>	<b>246,086,915</b>	<b>218,615,900</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,977,804	5,482,056
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>499,593,372</b>	<b>748,070,287</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,732,196	35,668,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,732,196	35,668,056
分配金	*1 15,100,000	*1 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>748,070,287</b>	<b>936,500,187</b>

## ( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 7 期 自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	第 8 期 自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。	投資信託受益証券 同 左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同 左  計算期間 平成22年 2月20日およびその翌日が休業日のため、信託約款第37条により、第 8 計算期間末日を平成22年 2月 22日としております。

## (貸借対照表に関する注記)

第 7 期 (平成21年 8月20日現在)	第 8 期 (平成22年 2月22日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 15,400,000,000円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 300,000,000円	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 15,100,000,000円 期中追加設定元本額 - 円 期中一部解約元本額 720,000,000円
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は748,070,287円であります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は936,500,187円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数 1,510,000口	3 計算期間末日における受益権の総数 1,438,000口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 7 期 自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日	第 8 期 自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日
*1 分配金の計算過程	*1 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 - 円	費用控除後の配当等収益額 - 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 - 円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 - 円
収益調整金額 26,666,583円	収益調整金額 11,022,816円
分配準備積立金額 8,116円	分配準備積立金額 - 円
当ファンドの分配対象収益額 26,674,699円	当ファンドの分配対象収益額 11,022,816円
当ファンドの期末残存口数 1,510,000口	当ファンドの期末残存口数 1,438,000口
1口当たり収益分配対象額 17.66円	1口当たり収益分配対象額 7.66円
1口当たり分配金額 10円	1口当たり分配金額 - 円
収益分配金金額 15,100,000円	収益分配金金額 - 円

## （有価証券に関する注記）

第7期（平成21年8月20日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,256,753,696円	189,022,384円
合 計	14,256,753,696円	189,022,384円

第8期（平成22年2月22日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,332,850,361円	172,002,708円
合 計	13,332,850,361円	172,002,708円

## （関連当事者との取引に関する注記）

第7期(自 平成21年 2月21日 至 平成21年 8月20日)

該当事項はありません。

第8期(自 平成21年 8月21日 至 平成22年 2月22日)

該当事項はありません。

## （1口当り情報に関する注記）

第 7 期 (平成21年 8月20日現在)	第 8 期 (平成22年 2月22日現在)
1口当りの純資産額 9,505円	1口当りの純資産額 9,349円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券（平成22年2月22日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
投資信託 受益証券	日本円	C S G T A Aファンド		1,409,880	13,331,825,280		
	計	銘柄数：	1	1,409,880	13,331,825,280		
		組入時価比率：	99.2%		100.0%		
	米ドル	C S マネー・マーケット・ ファンド（ルクス）米ドル ・アバディーン		10	11,168.90		
	計	銘柄数：	1	10	11,168.90		
					(1,025,081)		
		組入時価比率：	0.0%		0.0%		
	投資信託受益証券合計					13,332,850,361	
						(1,025,081)	
	合計					13,332,850,361	
					(1,025,081)		

(注) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「CS GTAAファンド」および「CSマネー・マーケット・ファンド（ルクス）米ドル・アバディーン」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて主要投資対象である上記投資信託の受益証券です。

なお、同投資信託の状況は以下のとおりです。

## 1. 「CS GTAAファンド」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるニッコウ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エイからの情報に基づき、平成21年9月30日現在の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

当ファンドは主にNKND TRADING LIMITEDという投資証券に投資しているため、組入資産であるNKND TRADING LIMITEDの状況を併せて記載しています。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 信託財産の状況（平成21年9月30日現在）

区分	金額
資産	円
投資有価証券	14,140,161,459
資産合計	14,140,161,459
負債	
未払投資顧問料	1,247,619
未払委託者報酬	24,021,198
未払受託者報酬	534,605
未払監査報酬等	1,208,557
その他未払費用	629,102
負債合計	27,641,081
純資産額	14,112,520,378

## 損益計算書（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）

区分	金額
投資収益	円
投資有価証券売買益	110,078,533
投資有価証券評価差損	271,385,946
投資収益合計	161,307,413
投資顧問料	5,621,977
委託者報酬	94,826,698
受託者報酬	2,279,243
監査報酬等	4,186,632
その他費用	4,249,335
費用合計	111,163,885
損益金	272,471,298

## 組入資産の明細

## 投資有価証券（平成21年9月30日現在）

通貨	銘柄名	株数	評価単価	評価額
円	NKND TRADING LIMITED	株 1,143,413	円 12,366.6264587	円 14,140,161,459

## 1口当り情報

（平成21年9月30日現在）	
1口当り純資産額	9,664円

## CSGTA Aファンドが投資対象とするNKND TRADING LIMITEDの状況

## 信託財産の状況(平成21年9月30日現在)

区分	金額
資産	円
投資有価証券	10,499,081,990
銀行預金	3,582,745,169
評価損益(先物取引)	62,196,497
資産合計	14,144,023,656
負債	
短期借入金	3,862,197
負債合計	3,862,197
純資産額	14,140,161,459

## 組入資産の明細

## 投資有価証券(平成21年9月30日現在)

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額
			円	円
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 05OCT09 SER36	5,000,000,000	4,999,914,285
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 19OCT09 SER40	2,000,000,000	1,999,853,911
国債証券	JPY	JAPAN T-BILL 0 24NOV09 SER49	3,500,000,000	3,499,313,794
合計	-	-	10,500,000,000	10,499,081,990

## 先物取引(平成21年9月30日現在)

銘柄名	通貨	売買	枚数	評価額	評価損益
<Futures on currencies>			枚	円	円
SWISS FRANC.IMM.DEC09	USD	買	69	746,655,474	3,862,833
JAPANESE YEN.IMM.DEC09	USD	買	8	99,574,258	1,017,921
NEW ZEALAND DOLLAR.IMM.DEC09	USD	買	25	159,674,243	266,675
AUSTRALIAN DOLLAR.IMM.DEC09	USD	買	198	1,540,433,699	20,995,384
CANADIAN DOLLAR.IMM.DEC09	USD	買	48	397,521,548	2,060,526
EURO CURRENCY.IMM.DEC09	USD	売	17	277,854,724	3,791,931
NEW B-POUND.IMM.DEC09	USD	売	110	983,479,796	6,558,293
合計			-	-	28,258,705
<Futures on interest rates>			枚	円	円
GILT.LIFFE.DEC09	GBP	買	156	2,661,768,470	22,981,088
EURO BUND EURX.DEC09	EUR	買	35	558,568,479	642,349
AUSTR.10YT-BD 6pc.SFE.DEC09.140100	AUD	買	42	312,309,630	1,433,786
US T-NOTES 10YR.CBT.DEC09	USD	売	22	233,590,345	493,662
JAPAN 10YR JGB.TSE DEC09	JPY	売	7	975,380,000	4,470,000
CANADA GOV BOND.ME.DEC09	CAD	売	70	704,649,598	3,945,301
合計			-	-	13,280,688
<Futures on stock indices>			枚	円	円
HANG SENG INDEX.HK.OCT09	HKD	買	41	496,064,953	11,870
E-MINI S+P.IMM DEC09	USD	買	176	833,088,471	11,142,193
EURO STOCK INDEX DJ.EUREX DEC09	EUR	買	167	630,498,475	3,481,794
S+P/TSE60 INDEX.ME.DEC09	CAD	買	45	507,260,935	5,204,250
FTSE INDEX 100.LIFFE.DEC09	GBP	買	150	1,110,620,686	7,205,605
SPI 200.SFE.DEC09	AUD	買	20	187,373,718	597,306
TOPIX.TSE.DEC09	JPY	売	31	282,100,000	6,067,935
SWISS INDEX.EUREX.DEC09	CHF	売	253	1,387,107,161	1,450,737
合計			-	-	20,657,104
総合計			-	-	62,196,497

2. 「CSマネー・マーケット・ファンド・US\$ (新ファンド名: CSマネー・マーケット・ファンド (ルクス)米ドル・アバディーン)」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の管理事務代行会社であるクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイからの情報に基づき、平成21年6月30日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

信託財産の状況(平成21年6月30日現在)

区分	金額
資産	米ドル
投資有価証券	3,495,789,659.27
預金	517,106,820.60
未収利息	734,327.71
資産合計	4,013,630,807.58
負債	
未払費用	338,757.15
その他	40,121,945.74
負債合計	40,460,702.89
純資産額	3,973,170,104.69

損益計算書(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)

区分	金額
投資収益	米ドル
投資有価証券売買損益	17,134,998.50
投資有価証券評価差損益	13,414,652.77
受取利息	4,258,960.74
投資収益合計	7,979,306.47
費用	
委託者報酬	150,063.11
管理報酬	184,228.03
監査報酬等	140,989.04
その他費用	999,013.88
費用合計	1,474,294.06
損益金	6,505,012.41

組入資産の明細

投資有価証券(平成21年6月30日現在)

銘柄名	額面金額	評価額
<債券>	米ドル	米ドル
MERRILL LYNCH S.CT.544 FRN 06-01.11.2011	28,000,000	27,886,580.33
MORGAN STANLEY FRN 06-18.01.2011	19,000,000	18,909,422.23
NATIONAL AUSTRALIA BANK S.86 T.1 FRN 06-15.06.2011	25,000,000	24,980,672.13
SSIF NEVADA PARTNERSHIP-144A-FRN 06-12.02.2011	36,000,000	35,989,375.86
WELLS FARGO & CO FRN 06-12.01.2011	65,000,000	65,018,700.08
合計	173,000,000	172,784,750.63
<モーゲージ、アセットバック証券>	米ドル	米ドル
AIRE VALLEY MORTGAGES-1A-FRN 06-20.09.2066	24,111,139	24,042,740.54
GRANITE MASTER ISSUER S. 2005-1 A4 FRN 05-21.12.2054	8,968,162	8,955,510.23
GRANITE MASTER ISSUER S. 2007-1 3A1 FRN 07-20.12.2054	42,146,189	42,163,069.12
LANARK MASTER S. 2007-1X 2A1 FRN 07-22.12.2054	34,040,232	34,040,231.58
OKEANOS INVESTMENT(reg.-S-)S.1 RB FRN 07-30.03.2011	45,000,000	44,906,740.14

銘柄名	額面金額	評価額
PARAGON MORTGAGES N.13 FRN 06-15.01.2039	17,057,068	17,057,097.83
合計	171,322,790	171,165,389.44
<マネー・マーケット>	米ドル	米ドル
ANZ NATIONAL 20.07.2009	100,000,000	99,845,953.00
AVIVA 20.07.2009	100,000,000	99,944,158.00
BANK OF WESTERN AUSTRALIA 22.09.2009	100,000,000	99,859,001.00
BANQUE GENERALE DU LUXEMBOURG 29.09.2009	100,000,000	99,817,401.00
BAYERISCHE LB 07.07.2009	100,000,000	99,982,694.00
BCP FINANCE BANK 27.07.2009	100,000,000	99,916,919.00
BFCM 16.09.2009	100,000,000	99,877,737.00
CAISSE NATIONALE DES CAISSES D'EPARGNE ET DE PREVOYANCE 02.09.2009	100,000,000	99,905,411.00
CAIXA GERAL DE DEPOSITOS 29.07.2009	100,000,000	99,888,342.00
CALYON AUSTRALIA 20.08.2009	100,000,000	99,911,674.00
CLYDESDALE BANK 28.07.2009	35,000,000	34,950,691.30
DZ BANK 02.09.2009	100,000,000	99,876,228.00
ERSTE GROUP BANK 29.07.2009	100,000,000	99,925,189.00
FORTIS BANQUE LUXEMBOURG 23.09.2009	100,000,000	99,864,177.00
ING BANK SYDNEY 21.08.2009	100,000,000	99,902,952.00
KBC BANK 14.07.2009	100,000,000	99,956,809.00
LANDESBANK HESSEN-THUERINGEN GZ 14.08.2009	100,000,000	99,880,860.00
LLOYDS TSB BANK 1.32%/09-14.08.2009	100,000,000	100,028,442.00
MEDIOBANCA INTERNATIONAL LUXEMBOURG 22.09.2009	100,000,000	99,854,461.00
NATIONWIDE BUILDING SOCIETY 08.09.2009	100,000,000	99,775,203.00
POHJOLA BANK 15.09.2009	100,000,000	99,864,808.00
PRUDENTIAL 15.09.2009	100,000,000	99,833,674.00
ROYAL BANK OF SCOTLAND 16.07.2009	100,000,000	99,942,869.00
SCOTTISH AND SOUTHERN ENERGY 20.07.2009	80,000,000	79,970,416.00
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN 06.07.2009	90,000,000	89,981,964.90
SNS BANK NEDERLAND 14.07.2009	100,000,000	99,953,498.00
SOCIETE GENERALE 14.09.2009	100,000,000	99,894,281.00
STADSHYPOTEK 26.08.2009	100,000,000	99,899,336.00
STANDARD CHARTERED 08.07.2009	100,000,000	99,980,060.00
SUNCORP METWAY 02.07.2009	100,000,000	100,000,000.00
SWEDBANK MORTGAGE 29.09.2009	100,000,000	99,819,864.00
UBS LONDON 28.09.2009	50,000,000	49,876,980.00
UNICREDITO ITALIANO LONDON 20.08.2009	100,000,000	99,857,466.00
合計	3,155,000,000	3,151,839,519.20
総合計	3,499,322,790	3,495,789,659.27

## 1口当り情報

(平成21年6月30日現在)

1口当り純資産額 1,112.95米ドル

注) 当ファンドが投資対象としている「CSマネー・マーケット・ファンド・US\$」のユニットのうち、クラスDの1口当り純資産額です。



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成22年2月末日現在)

資産総額	13,567,543,682 円
負債総額	1,099,083 円
純資産総額 ( - )	13,566,444,599 円
発行済数量	1,438,000 口
1口当たり純資産額 ( / )	9,434 円

## 第5【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	設定口数	解約口数	発行済口数
1期	120,000	-	120,000
2期	733,000	500,000	353,000
3期	947,000	166,000	1,134,000
4期	889,000	473,000	1,550,000
5期	933,000	50,000	2,433,000
6期	7,000	900,000	1,540,000
7期	-	30,000	1,510,000
8期	-	72,000	1,438,000

(注1) 1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数が含まれます。

(注2) 設定口数、解約口数はすべて本邦内におけるものです。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	2,090.4百万円
発行する株式の総数	320,000株
発行済株式の総数	308,062株

##### 最近5年間における資本金の額の増減

平成18年2月15日	： 資本金を1,090.4百万円から1,590.4百万円に増資
平成19年2月26日	： 資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

###### 運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

###### <構成>

代表取締役、運用担当役員、運用部長、運用部門および関連部署等をもって構成します。

###### <開催>

原則として月1回開催します。

###### <審議事項>

次に定める事項を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンド別の運用方針の策定
- ・ファンド別の運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

###### <その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年3月末日現在、委託会社が運用する公募の投資信託は20本であり、その純資産総額の合計は102,989百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第17期事業年度（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

委託会社は、平成21年7月1日付で名称を「クレディ・スイス投信株式会社」から「アバディーン投信投資顧問株式会社」へ、また、平成21年9月15日付で事業年度を「毎年4月1日から翌年3月31日まで」から「毎年10月1日から翌年9月30日まで」へ変更いたしました。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第16期 (平成21年3月31日)	第17期 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,077,055	589,275
短期貸付金		20,011
前払金	605	20
前払費用	49,632	2,672
未収入金	* 2 94,653	63,829
未収委託者報酬	145,984	160,985
未収運用受託報酬	17,335	26,370
その他流動資産	24,389	1,548
流動資産合計	1,409,656	864,714
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 1 598	* 1 507
無形固定資産		
ソフトウェア	280	229
投資その他の資産		
長期差入保証金	92,395	84,795
前払退職給付費用		24,717
投資その他の資産合計	92,395	109,512
固定資産合計	93,274	110,250
資産合計	1,502,930	974,964

	第16期 (平成21年3月31日)	第17期 (平成21年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	9,928	6,100
未払金	230,912	255,031
未払償還金	82,848	82,848
未払手数料	80,938	90,906
未払委託調査費	* 2 59,595	58,934
その他未払金	7,528	* 2 22,341
未払費用	210,287	* 2 86,660
未払法人税等	7,215	5,104
未払消費税等	3,205	3,574
賞与引当金	93,686	17,247
事業再編・整理引当金	8,500	
早期退職特別退職引当金		57,856
<b>流動負債合計</b>	<b>563,737</b>	<b>431,575</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	63,275	14,242
役員退職慰労引当金	1,000	
<b>固定負債合計</b>	<b>64,275</b>	<b>14,242</b>
<b>負債合計</b>	<b>628,012</b>	<b>445,817</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,063,418	3,409,189
<b>株主資本合計</b>	<b>874,917</b>	<b>529,146</b>
<b>純資産合計</b>	<b>874,917</b>	<b>529,146</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,502,930</b>	<b>974,964</b>

## ( 2 ) 【損益計算書】

( 単位 : 千円 )

	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)		第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	
営業収益				
委託者報酬		2,118,032		786,646
運用受託報酬		165,662		53,629
投資助言報酬		1,433		
その他営業収益	* 2	349,740	* 2	74,910
営業収益計		2,634,868		915,186
営業費用				
支払手数料		1,090,199		387,096
広告宣伝費		78,050		18,324
公告費		1,180		1,140
調査費		52,502	* 2	26,545
委託調査費	* 2	144,373	* 2	62,208
委託計算費		106,848		50,753
通信費		14,148		3,326
印刷費		37,712		28,293
協会費		3,433		1,954
営業費用計		1,528,449		579,643
一般管理費				
役員報酬	* 1	151,779	* 1	95,837
給料・手当		434,953		201,360
賞与		591		940
交際費		6,389		1,685
旅費交通費		17,700		12,147
租税公課		17,408		4,883
不動産賃借料		120,401		30,083
退職給付費用		58,066		18,481
賞与引当金繰入		105,554		17,247
固定資産減価償却費		282		141
事務委託費		462,154	* 2	133,773
諸経費		139,153		57,177
一般管理費計		1,514,437		573,759
営業損失		408,017		238,215

	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
営業外収益		
受取利息	3,026	114
為替差益		3,539
その他	18	40
営業外収益計	3,044	3,694
営業外費用		
為替差損	3,340	
営業外費用計	3,340	
経常損失	408,313	234,521
特別利益		
過年度事務委託費修正益	14,962	
退職給付制度変更 にかかると数理差異		59,469
賞与引当金戻入		24,653
事業再編整理引当金戻入	10,672	2,286
その他特別利益		* 3 30,064
特別利益計	25,635	116,473
特別損失		
早期退職特別退職引当金繰入		57,856
早期退職特別退職金	6,356	73,441
本社移転関連損失		40,248
役員退職慰労金	18,748	55,571
特別損失計	25,105	227,119
税引前当期純損失	407,782	345,166
法人税、住民税及び事業税	1,268	605
当期純損失	409,051	345,771

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第16期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,090,400	2,090,400
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,090,400	2,090,400
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,654,336	3,063,418
当期変動額		
当期純利益	409,051	345,771
当期変動額合計	409,051	345,771
当期末残高	3,063,418	3,409,189
株主資本合計		
前期末残高	1,283,969	874,917
当期変動額		
当期純利益	409,051	345,771
当期変動額合計	409,051	345,771
当期末残高	874,917	529,146
純資産合計		
前期末残高	1,283,969	874,917
当期変動額		
当期純利益	409,051	345,771
当期変動額合計	409,051	345,771
当期末残高	874,917	529,146

[次へ](#)



## 重要な会計方針

区分	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ 時価法	(1) デリバティブ 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 5年  (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備える為、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。  (3) 事業再編・整理引当金 部門再編に伴う早期退職制度による割増退職金の支払に備えるため、事業再編・整理計画に従った損失発生見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左  (2) 退職給付引当金 同左  (3) 事業再編・整理引当金 同左

区分	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。  (5)	(4) 役員退職慰労引当金 同左  (5) 早期退職特別退職引当金 早期勧奨退職にかかる割増退職金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

## 会計方針の変更

第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる損益への影響はありません。	



## （株主資本等変動計算書関係）

第16期 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）					第17期 （自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日）	
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項	
株式の種 類	前事業 年度末	増加	減少	当事業年 度末	同左	
普通株式 （株）	308,062			308,062		
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。					* 2 自己株式に関する事項 同左	
* 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。					* 3 新株予約権等に関する事項 同左	
* 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					* 4 配当に関する事項 同左	

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

## 1．取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第16期 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">第17期 （自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日）</p>
<p>（1）取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>（2）取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>（3）取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p> <p>（4）取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は関係会社であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>（5）取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>（6）取引の時価等に関する事項についての補足事項 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>

## 2. 取引の時価等に関する事項

## （通貨関連）

区分	取引の種類	第16期 (平成21年3月31日)			第17期 (平成21年9月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建						
	イギリスポンド	64,272		2,037			
	USドル	21,885		57			
	合計	86,157		1,980			

## （注）1. 時価の算定方法

為替予約取引は各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額を使用しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## （退職給付関係）

1. 採用している制度の概要：法人税法に規定する適格退職年金及び規約型企業年金

	第16期 (平成21年3月31日)	第17期 (平成21年9月30日)
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	277,519	160,658
年金資産	214,244	171,133
差引	63,275	10,475
前払退職給付費用		24,717
退職給付引当金	63,275	14,242
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	50,215	16,228
利息費用	4,026	1,751
期待運用収益	2,790	1,294
数理計算上の差異の費用処理額	4,465	1,604 (注)
確定拠出年金に係る要拠出額	11,080	3,401
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.40%、1.25%	1.60%、1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

（注）特別利益に計上しました退職給付制度変更にかかる数理差異59,469千円が含まれておりません。

## （ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第16期 (平成21年3月31日)	第17期 (平成21年9月30日)
	千円	千円
(繰延税金資産)		
未払費用否認	85,940	35,265
退職給付引当金損金不算入額	25,746	5,795
賞与引当金損金不算入額	38,120	7,018
事業再編・整理引当金損金不算入額	3,458	
役員退職慰労引当金損金不算入額	406	
未払事業税	2,467	1,831
減価償却費損金算入限度超過額	19,684	17,633
本社移転関連損失		16,378
早期退職特別退職金引当金損金不算入額		23,544
一括償却資産超過額	295	147
繰越欠損金	987,731	915,087
繰延税金資産小計	1,163,851	1,022,701
評価性引当額	1,163,851	1,012,643
繰延税金負債との相殺		10,058
繰延税金資産計		
(繰延税金負債)		
前払退職給付費用		10,058
繰延税金資産との相殺		10,058
繰延税金負債計		
繰延税金資産の純額		

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第16期 (平成21年3月31日)	第17期 (平成21年9月30日)
	法定実効税率	40.7%
(調整)		
評価性引当額	29.7%	34.4%
住民税均等割	0.3%	0.1%
交際費等永久に損金に算入されない金額	11.1%	6.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果適用後の法人税等の負担率	0.3%	0.1%

## (持分法投資損益等)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引)

前期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## (追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。尚、これにより開示対象範囲に対し与える影響はありません。

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・スイス	スイス・チューリッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行業および資産運用業	被所有 直接 100.0	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供及び投資信託の運用外部委託等	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供に係る報酬	342,133	未収入金	89,429
							投資信託の運用外部委託に係る費用	43,119	未払委託調査費	18,150

(注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。



## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国・ニューヨーク	220,671 千米ドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	4,132	未収運用受託報酬	
							投資信託の運用外部委託に係る費用	17,037	未払委託調査費	6,611
							事務委託費	27,826	未払費用	5,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国・ロンドン	21,009 千英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資助言・投資一任契約及び投資信託の運用外部委託等	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	975	未収運用受託報酬	217
							投資信託の運用外部委託に係る費用	71,415	未払委託調査費	27,999
							費用の立替払	160,357	未払費用	69,619
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルク・ルクセンブルク	2,500 千スイスフラン	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用に関する投資一任契約に係る運用受託報酬	46,439	未収運用受託報酬	1,529
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	豪州・シドニー	8,346 千豪ドル	資産運用業	無し	投資一任契約の運用外部委託	投資一任契約に係る運用外部委託費用	6,873	未払委託調査費	2,729
同一の親会社を持つ会社	クレディ・スイス証券株式会社	東京都・港区	78,100,000 千円	証券会社	無し	一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	223,125	未払費用	29,636

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

## 親会社に関する注記

## 親会社情報

クレディ・スイス（非上場）

クレディ・スイス・グループAG（スイス証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当期（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注1）	科目	期末残高（千円）
親会社	クレディ・スイス (注3)	スイス・チューリッヒ	4,399,665 千スイスフラン	投資銀行業および資産運用業	(被所有) 100.0	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供及び投資信託の運用外部委託等	国内で販売される投資信託等に関するコンサルティング業務の提供に係る報酬	69,249	未収入金	
							投資信託の運用外部委託に係る費用	7,951	その他未払金	
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC (注3)	英国スコットランド・アバディーン	104,306千 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	調査関連業務の委託	調査に係る費用	3,006	その他未払金	3,006
						旧親会社から新親会社に課された役員提供費用の再配賦	事務委託費等	47,078	未払費用	47,078

- （注） 1．上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、消費税等取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
- 3．平成21年7月1日、クレディ・スイス（平成21年11月9日、クレディ・スイス エージーに商号変更）が当社発行済株式総数のすべてをアバディーン・アセット・マネジメントPLCに売却いたしました。これにより、関連当事者であった期間中の取引を開示しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注1）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド (注3)	英国スコットランド・アバディーン	9,725千 英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	22,292	その他未払金	21,821
同一の親会社を持つ会社	アバディーン投資顧問株式会社 (注3)	東京都・港区	225,000千円	資産運用業	無し	金銭の貸付 役員の兼任	資金の貸付	20,011	短期貸付金	20,011

- （注） 1．取引金額に消費税等は含まれておりません。
- 2．取引条件及び取引条件の決定方針等  
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
- 3．平成21年7月1日、当社発行済株式総数のすべてをアバディーン・アセット・マネジメントPLCが取得したことにより、これらの法人は関連当事者となりました。

（３）親会社に関する注記

## 親会社情報

クレディ・スイス(非上場)

クレディ・スイス・グループAG(スイス証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

アバディーン・アセット・マネジメントPLC(ロンドン証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

区分	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	2,840円07銭	1,717円66銭
1株当たり当期純損失	1,327円82銭	1,122円40銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第17期 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
当期純損失(千円)	409,051	345,771
普通株主に帰属しない金額(千円)		
(うち利益処分による役員賞与金)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	409,051	345,771
期中平均株式数(株)	308,062	308,062

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (その他)

平成21年7月1日付で商号を「クレディ・スイス投信株式会社」から「アバディーン投信投資顧問株式会社」へ、また、平成21年9月15日付で事業年度を「毎年4月1日から翌年3月31日まで」から「毎年10月1日から翌年9月30日まで」へ変更いたしました。この事業年度の変更により、当期は6ヶ月の計算期間となっております。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(平成21年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

## (2) 販売会社

(平成22年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

目論見書の表紙に、（ ）委託会社の名称、（ ）販売会社の名称、（ ）ファンドの形態等を記載することがあります。また、委託会社、販売会社およびファンドのロゴマークや図案を表示することがあります。また、目論見書の表紙裏等に、金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項、ならびにファンドの販売会社および基準価額等の照会先を記載することがあります。

目論見書に用語解説等を掲載することがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として目論見書に記載することがあります。

目論見書にファンドの信託約款を添付し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、または平易な表現に代えて目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用します。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。なお、投資信託説明書（交付目論見書）と投資信託説明書（請求目論見書）を一体として作成する場合があります。その場合の表紙の別称として、「投資信託説明書（目論見書）」という名称を使用します。

目論見書に、投資信託の基本的な仕組み等を文章や図案等で説明することがあります。

目論見書に、当ファンドの保有証券と運用状況に関する情報を記載する場合があります。

目論見書の冒頭に、リスクおよび手数料等に関する記載をすることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月21日

アバディーン投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイスG T A Aファンドの平成21年2月21日から平成21年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイスG T A Aファンドの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社（旧社名：クレディ・スイス投信株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

クレディ・スイス投信株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士 野島 浩一郎  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・スイス投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイス投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月21日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクレディ・スイスG T A Aファンドの平成21年8月21日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・スイスG T A Aファンドの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月18日

アバディーン投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員                      公認会計士                      安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社（旧会社名 クレディ・スイス投信株式会社）の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社（旧会社名 クレディ・スイス投信株式会社）の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上